

「内航ケミカル船への新構造設備基準等の適用に関する検討会（第1回）」議事概要

開催日時：平成17年10月6日（木）14:00～16:00

開催場所：国土交通省 10階 海事局会議室

出席委員：岡村委員長、青貫委員、石綿委員、上野委員、緒明委員、大原委員、関口委員、高野委員、高橋委員、戸松委員、富沢委員、半田委員（代理：黒越氏）、三宅委員、吉田委員（委員長以下は、50音順）

関係官庁：環境省地球環境局、国土交通省総合政策局、国土交通省海事局安全基準課、国土交通省海事局検査測度課

オブザーバー：国土交通省海事局国内貨物課、国土交通省港湾局環境技術課環境技術計画室、海上保安庁警備救難部環境防災課

議事概要：

○事務局による開会の挨拶の後、出席者の自己紹介及び委員長選出。岡村委員が委員長に就任。

○資料1～6に基づき事務局より説明。

主な発言内容は以下のとおり。

○[委員]内航ケミカル船への新基準適用については、円滑な輸送、事業者への影響を配慮しつつ、海洋環境保護の観点から可能な限り早期に新基準を適用することが妥当であると考えます。

○[委員]現存船への新基準の適用に対して、どれくらい困る船があるのかというデータが出ないと審議が進められないのではないかと懸念しています。

○[委員]既に査定されている物質については調べが進んでいる。今後新たに査定される物質についても同様に調べを進めていきたいと考えています。

○[委員]ケミカル船が取り得る選択肢としては、新基準に適合するよう改造するか、構造・設備はそのままにして運送できる貨物を減らすことが挙げられる。改造する場合は、コストの影響がどれくらいか、そして需給のバランスがどのくらいあるかを考慮し、改造するか否かの選択をすることになるが、必要な船腹量を貨物ごとに検討する必要があり、難しい作業になるであろう。

また、新規則適用の時期に関し、新造船については2007年1月1日から適用し、現存船には猶予期間を設けた場合、新造船と現存船で競争力の格差がついてしまう。そうすると新造船の建造が遅れ、それに伴い新規則への移行が遅れる懸念がある。

検査、証書及び手順書の書換えに関しては、非常に手間がかかることであり、2、3の造船所に聞いたところ、現在は非常に忙しい時期であり十分な対応がとれるか分からな

いとの説明を受けた。船舶の改造を行わない場合でも、この問題は出てくることなので、このことも踏まえて円滑に適用実施できるように検討して頂きたい。

○[委員]これまで国内のみで査定された物質については、IMO にデータが送付されていないが、これらの物質の扱いはどうなるのか。

○[事務局]国内のみで査定された物質、いわゆる環境省の告示物質は約 100 物質ある。IBC コードから削除された物質のデータとともに、これら環境省の告示物質についても、データの提出を求めているところである。

昨年の 2 月と今年の 8 月に事業者団体に対しデータの提出依頼を行っており、現在 10 物質程度の提出があった。新基準が適用される 2007 年 1 月 1 日までにはまだ時間があるので、今後も運送を行う物質でまだデータが提出されていない場合は、速やかにデータを提出して頂きたいと考えている。データが提出された場合には、速やかに査定を行い、新しい要件に基づく要件を決定し円滑な輸送に支障が出ないように対応していきたいと考えている。

○[委員]混合物に関し、現行の規制では「10%ルール」で海防法施行令別表に記載されているが、新基準ではどうなるのか？また、今回の改正では 1%以上の濃度があれば新たに査定し直さなければならない、というように理解しているが、その旨の周知がされていないのではないのか。

○[関係官庁]混合物の「10%ルール」は現在政令にも反映させているところであり、今回、改正された部分についても政令に反映させていく考えである。

○[委員]混合物の場合はいくつかの考え方がある。すなわち、汚染危険性だけの混合物の場合、安全危険性を含む場合、未査定物質を含む場合などがあり、それらの対応についても検討する必要があるのではないのか。

○[委員]新造船への適用は、現存船に対する不公平感がある。新基準を満たした新造船は恐らく現存船に比べ船価が高くなるため、この不公平感についても考慮して欲しい。また、改造も含め、内航ケミカル船は 499 トン以下が中心であるが、船台の空いている造船所が少ないため、2007 年中に対応できる造船所はほとんどないと聞いているため、個別に適用の延期をお願いすることもあり得ると考えている。

○[委員長]本日の議論等を踏まえ、今後の新基準適用に関し意見等がある場合には、10 月中に事務局宛に提出して頂き、事務局にてまとめた後、第 2 回の検討会にて審議を行うこととしたい。

○[事務局]次回の検討会は 11 月 18 日（金）14 時に開催することとし、場所は後日連絡したい。

以上